

第一 章 総 説

第一節 新教委法による教育委員会第二年目を迎えた県教育行政

昭和三十一年十月、地方教育行政の組織と運営に関する法律にもとづく教育委員会が発足して新しい地方教育行政の態勢が確立された。

昭和三十二年は、教育の政治的中立の確保、地方教育行政と一般行政との調和、都道府県および市町村の連絡提携による教育行政制度の樹立等、新教育委員会制度の目標に向って万般の姿勢を整えようときであった。

一、教育委員会の努力目標

教育委員会は、教育行政の効率的な運営をはかるため、昭和三十二年度県教育委員会の努力目標としてつぎの六項目を設定し、関係各課がこれにむかってその実現ならびに徹底に努力した。

1 県、市町村を通ずる教育行政の一体化

市町村教委に対する県教委の立場を明らかにし、積極的な方針のもとに指導助言に当たった。

(1) 市町村教育委員会の主体性確立

(2) 事務局組織の強化

(3) 教育委員、教育長の報酬改善

(4) 委員会の職務権限の明確化

2 児童・生徒の学力および体位の向上

全国学力調査にみられた本県学童の学力水準については、三十一年九月実

等について具体的な目標のもとに努力した。

すなわち九月二十二日県下教育長会を開いて文部省初中局長木田宏氏の講演「市町村教育委員会の権限」をき

き、十月県下四ブロックに教育長ならびに事務局職員研修会を開催し、文部省初中局地方課湯上二郎主事はじめ本府各課室長、係員が指導助言に当たった。また反面市町村教育委員会に関する教育財政上の問題について県地方課

との懇談会を開催、市町村財政指導の根源において解決の歩を一步進めた。

前年度來新法による教育委員会の自主性が批判されておったがこと一年間の立直りは著しいものがみられた。市町村教委は当該市町村の教育行政を自分の責任において推進しようとする姿勢が確立された。

しかし依然として事務局組織は劣弱であり大半の教育委員会はその機能を充分に發揮する態勢にはなっていない。さらに今後に残された課題であるといふことができる。

(1) 市町村教育委員会の主体性確立

(2) 事務局組織の強化

(3) 教育委員、教育長の報酬改善

(4) 委員会の職務権限の明確化

事務局職員の研修の強化

施の国語・算数ならびに昨年度実施の社会・理科各教科の成績は全国平均を下まわり、必ずしも樂観を許されない状態にあることは否定できない。昨年は前年度に引続いて学力の向上を目指に掲げ

(1) 授業時数の確保につとめ完全授業の実施をはかった。

(2) 高校の学校訪問の効率的運営

(3) 教職員の研修行事の強化

(4) 研修資料の編纂発行

等かなり徹底した指導活動を続けた。

また学童の体位のうち身長は相当の増加をみているがこれのみで体位の向上と断することはできない。

教育行政、教育財政等各課の総力がすべてこの一点に集中して統一的に運営されたかどうか充分反省検討する必要がある。

ことに教職員の適正配置と資質の向上について合理的、継続的な施策が講ぜらなければならない。

青少年活動の育成と生活指導の強化

青少年活動の育成はことに自主的な学習の振興と青年学級の充実に力を入れた。同時にまた青少年指導に対する市町村の関心が非常に高まってきた。

しかしながら全般として各市町村における青少年指導費、施設設備の状態等がまだ不じゅうぶんであり、指導体

制も整備もじゅうぶんではなく県、市町教委はさらに連絡提携を緊密にして諸問題の解決に邁進しなければならない。

昭和三十二年は高校教育の体制をつくるための再編成五か年計画第二年目であった。

(1) 実業教育の振興

(2) 小規模学校の統合促進と学科課程の再配置

(3) 定時制校の合理的配置

(4) 人口動態にもとづく学級の増減等四項目を掲げて努力した。

特に工業科・商業科の適正配置と内容充実等実業教育の振興ならびに普通科の適正配置と施設設備の充実とともに学校差をなくすようにつとめた。

今後はさらに従前の計画を推進して普通科・実業科の適正な配置を強化すると共に内容充実に邁進しなければならない。なお最近の著しい状勢として都市集中の傾向があるのでとくに周辺校の充実を図つていかなければならぬ。

5 盲ろう教育の整備充実

本県の盲ろう教育は遺憾ながら全国的水準からみて誇ることのできるまでにはいっていない。

ことに盲ろう分離ができるのは本県と青森県だけである実情から推して今後の課題は多いといわねばならない。しかしながら福島盲ろう学校の校